地域創造学科履修細則

Ⅰ一般的事項

1）科目履修に関する基本的事項は、学則、地域創造学部規程、地域創造学科履修細則、学科共通履修細則及び教職課程・学芸員・社会教育主事の資格取得に関する規程等に掲げられている。これらを熟読の上、以下に述べる諸項目や時間割作成の手引き・シラバス等を参考にして、履修科目を決定すること。

2）同一時限に同時に開講されている科目は、重複して履修することができない。

3）授業科目のうち、A、B、C等の区別のあるものは、そのいずれか一つを選択履修することができる。

4）各学期の履修上限単位数は、追手門学院大学履修登録に関する取扱基準に定める。なお、卒業研究は履修制限単位数に含まない。

5）履修登録は、所定の方法に従って、指定の期日までに行うこと。

Ⅱ共通教育科目

1 ファウンデーション科目群（初年次科目）

2 ファウンデーション科目群（外国言語科目）

1）「総合英語 1」「総合英語 2」「Online English Seminar 1」「Online English Seminar 2」を必修とする(外国人特別学生、外国人留学生及び帰国生徒のうち指定された者を除く)。

2）外国人特別学生、外国人留学生及び帰国生徒のうち指定された学生は、日本語から4単位以上を修得しなければならない。

3 リベラルアーツ・サイエンス科目群

1）8単位以上を修得しなければならない。

4 主体的学び科目群

1）外国人特別学生、外国人留学生及び帰国生徒のうち指定された学生は、「日本事情1」「日本事情2」を必修とする。

Ⅲ学科科目

1 主体的研究科目群

1）実践演習科目群は、すべて必修とし、指定された年次に履修するものとする。

2）卒業研究に関する事項については、Ⅳ卒業研究に定める。

2 学部共通科目群

1）10単位以上を修得しなければならない。

2）「地域創造学概論」は、1年次に履修する。

3 専攻科目群

1）28単位以上を修得しなければならない。

4 発展科目群

1）2単位以上を修得しなければならない。

Ⅳ卒業研究

1）卒業研究は、必修4単位とする。

2）地域創造学科第4年次に在学する者は、担当教員の指導のもとに、所定の手続を経て、所定の期日までに卒業研究の成果物を提出しなければならない。

3）卒業研究の成果物は、卒業論文または卒業制作とし、単独もしくは共同で作成するものとする。なお、卒業制作を成果物とする場合は、春学期の指定された時期までに、事前審査を経て担当教員によって許可された場合に限る。

4）卒業論文は、A4判の用紙（1ページ800字、横書き）を用い、20枚以上とする。

卒業制作の場合は、以下の3点の提出を要件とする。

①卒業制作計画書兼卒業制作進捗状況説明書

②制作物

③卒業制作最終説明書

5）卒業論文は、12月15日までに提出しなければならない。

卒業制作を成果物として提出する場合は、4）に指定された①②を、それぞれ指定された期日までに担当教員が指定する場所へ提出し、③を12月15日までに提出しなければならない。

なお、期日に遅れた場合は受理しない。ただし、病気その他やむを得ない事情により期日までに提出できない場合は、その理由を証する書面を添えて12月15日までに願い出た場合に限り、1月10日を提出限度として延期を許可することがある。

6）卒業研究の審査は、提出物の審査及び口頭試問とし、複数の教員が担当する。

7）卒業論文の審査に不合格の場合、あるいは提出しなかった場合には、次年度の春学期に提出することができる。この場合には、6月15日までに卒業論文を提出しなければならない。

卒業制作の審査に不合格の場合、あるいは提出しなかった場合には、再度、4）に指定された①を、指定された期日までに、担当教員が指定する場所へ提出した場合に限り、次年度の春学期に提出することができる。この場合には、4）に指定された②を、指定された期日までに、担当教員が指定する場所へ提出し、6月15日までに卒業制作の③を提出しなければならない。卒業制作の審査に不合格、あるいは提出しなかった者が、次年度の春学期に卒業論文を提出することを希望する場合は、これを認める。この場合には、6月15日までに卒業論文を提出しなければならない。

なお、期日に遅れた場合は受理しない。ただし、病気その他やむを得ない事情により期日までに提出できない場合は、その理由を証する書面を添えて6月15日までに願い出た場合に限り、7月10日を提出限度として延期を許可することがある。